文教委員会報告資料【追加】

令和８年１１月１３日

報　告　事　項　件　名　　頁

（教育指導部）

（１）【追加】報道されている教員による児童ポルノ製造等による逮捕について…　２

（ 教 育 委 員 会 ）

文　教　委　員　会　報　告　資　料

令和８年１１月１３日

件　　名	**【追加】報道されている教員による児童ポルノ製造等による逮捕について**
所管部課名	教育指導部教育指導課
内　　容	１１月１１日（水）、各種メディアを通じて報道されている、教員の児童ポルノ製造等による逮捕事案について報告する。 **１　報道されている内容** 区内小学校に勤務する教員が、勤務する小学校の教室内において、水泳のために水着に着替えている１０歳未満の男子児童の姿態を撮影、所持していたとして、性的姿態撮影処罰法違反（撮影）と児童買春・ポルノ禁止法違反（製造）の疑いで埼玉県警に逮捕された。 当該教員は、腕時計型カメラ等を用いて撮影をしていたとみられ、９月に行われた家宅捜索において、パソコンやスマートフォン等から約５千点の画像や動画が発見されている。 当該教員は、別の児童ポルノ事件の容疑者とＳＮＳ上で動画のやりとりをしていた模様。 当該教員は新規採用３年目。普段の勤務態度に特段の不審な点は見られなかった。 **２　本件に対する今後の対応** （１）令和８年１１月１３日（金）に臨時保護者会を実施し、保護者に対して事案の概要等について説明するとともに、本件についての謝罪を行う。 （２）令和８年１１月１７日（火）に臨時校長会を実施し、教育長から不祥事の根絶に向けた指導を校長に対して行う。 これを受け、校長は校内で服務事故防止研修を実施するがその具体的な内容は、教育指導課長から校長に伝達する。 （３）校長は所属教職員に対して、教育指導課長から伝達された内容を厳重に指導する。 **３　再発防止策** （１）日常的に、休み時間や授業時間を問わず、教職員が複数体制で手分けをし、何かがあるという目で、トイレ、更衣室、保健室、教室をはじめとして、校内の点検を行う。 （２）各校において、校長から所属教職員に対して、令和８年１１月１７日に本件の概要について伝達するとともに服務事故防止研修を実施する。 （３）検討会議を立ち上げるなどして、専門家等からの意見を取り入れながら、より効果的な再発防止策を検討していく。